

令和 3 年度第 3 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 3 年 5 月 1 8 日

担当部・課：総務部総務課〔内線 4 0 3 9〕

① 件 名
固定資産課税台帳登録価格に不服がある場合の審査申出書等に押印を不要とすることについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 令和 2 年 7 月 7 日付けで総務省より「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の通知があり、行政手続の見直しによる住民サービス向上への取組が求められている。 本市においても、令和 3 年 2 月に「行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針」を策定し、全庁的な見直しを行っている。</p> <p>【目的】 固定資産課税台帳登録価格に不服がある審査申出人が、条例に規定する審査申出書（任意様式）を提出する際に必要な押印を廃止し、行政手続の簡素化による市民負担の軽減や利便性の向上を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号） 石巻市固定資産評価審査委員会条例（平成 1 7 年条例第 1 0 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕：無】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 2 年 7 月 総務省より「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の通知 令和 3 年 2 月 庁内「行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針」策定</p>
⑤ 主な内容
<p>固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合、審査申出人から提出される審査申出書等に必要な押印について、庁内「行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針」に従い、慣例的な押印（認印）を廃止するもの。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>行政手続の簡素化による市民負担が軽減されるとともに、行政のデジタル化に向けた環境を整え、行政サービスの向上が図られる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<p>市議会又は町議会第 2 回定例会に関係条例の一部改正を予定している主な市町 白石市、名取市、登米市、大崎市、女川町 （※仙台市は規程のため、定例会に提案はしないが、関係例規を改正済みとのこと）</p>

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和3年6月 市議会第2回定例会に、石巻市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について 提 案（公布の日から施行）
⑨ その他